

有料職業紹介 払戻金制度

当社の紹介による採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は事故の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者に変換致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・入社後 30 日以内に退職した場合、紹介手数料の 80%返金
- ・入社後 60 日以内に退職した場合、紹介手数料の 50%返金
- ・入社後 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 25%返金

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返金しない。

※派遣先で派遣労働者を紹介する事により発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この払戻金制度は適用しません。

許可番号 34・ユ・300128

事業所名 株式会社スタイン・プランニング・ジャパン

所在地 広島県広島市中区紙屋町 2-3-20